奈良市新クリーンセンター建設に係る
計画段階環境配慮書

要約書

令和３年２月

奈　良　市

目　　次

はじめに…… 1

第１章　配慮書事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地…… 1
１．配慮書事業者の名称等…… 1

第２章　配慮書対象事業の目的及び内容…… 1
１．配慮書対象事業の経緯と目的…… 1
２．配慮書対象事業の概要…… 2

第３章　計画段階配慮事項の選定…… 9
１．計画段階配慮事項…… 9
２．選定理由または選定しなかった理由…… 9

第４章　計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測及び評価の結果…… 13
１．大気質…… 13
２．景観…… 21

第５章　総合評価…… 39

はじめに

本配慮書（要約書）は、奈良市が新クリーンセンターを建設するにあたり、「奈良県環境影響評価条例」に基づき、配置に関する複数の案を設定し、事業の実施に伴う重大な環境影響の回避、環境影響の程度の把握を目的とするなど、事業の計画段階における配慮事項を検討した結果をとりまとめた計画段階環境配慮書の概要を示したものです。

第１章　配慮書事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

１．配慮書事業者の名称等

名　　称：奈良市
代　表　者：奈良市長　仲川　元庸
事務所の所在地：奈良市二条大路南一丁目１－１

第２章　配慮書対象事業の目的及び内容

１．配慮書対象事業の経緯と目的

現在、奈良市（以下「本市」という。）が所有している環境清美工場（480t/日(120t/日×４炉)、昭和57年３月１号炉竣工、昭和60年８月２・３・４号炉竣工）は、稼働を開始してからすでに35年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、部分的に改修しながら稼働を維持していますが、安定した稼働を続けることが厳しい状況になっています。

また、これまでは、市単独での建設を検討していましたが、県北部地域でのごみ処理の広域化を視野に入れて、５市町（奈良市・大和郡山市・生駒市・平群町・斑鳩町（図 1-1 参照））広域化[1]で新クリーンセンターの建設を目指してきました。

本事業は、従来のごみ処理施設の負のイメージを払拭したエネルギーセンターとして、環境面での心配がなく、地域に新たな価値を生み出す、まちづくりの中核施設として貢献できる施設として、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど、総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものです。

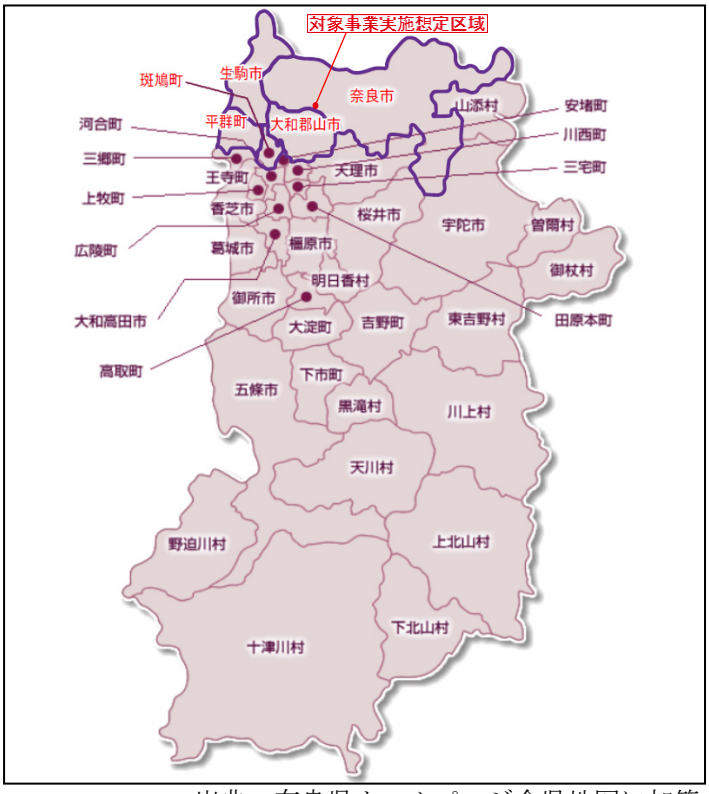

出典：奈良県ホームページ全県地図に加筆

図 1-1　５市町の位置

[1] 本事業は、５市町広域化による新クリーンセンターの建設を目指してきたが、令和２年12月時点では、近隣３市町（奈良市・大和郡山市・斑鳩町）による広域化を目指している。

2．配慮書対象事業の概要

1）配慮書対象事業の種類

廃棄物の処理施設（ごみ焼却施設）の設置

2）配慮書対象事業（計画施設）の処理能力

・ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
　約 586t/日（５市町での計画の最大値）

3）配慮書対象事業実施想定区域の位置及び面積

配慮書対象事業実施想定区域（以下「対象事業実施想定区域」という。）（面積：約 5.0ha）[2]は、奈良市の南部、大和郡山市との市境の奈良市七条地区に位置します。その東側は国道 24 号が近接しています。また、西側は奈良県立奈良養護学校に接しています。

周辺は、田畑、住宅地、事業所などが混在しており、薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアにあります（図 2-1 参照）。

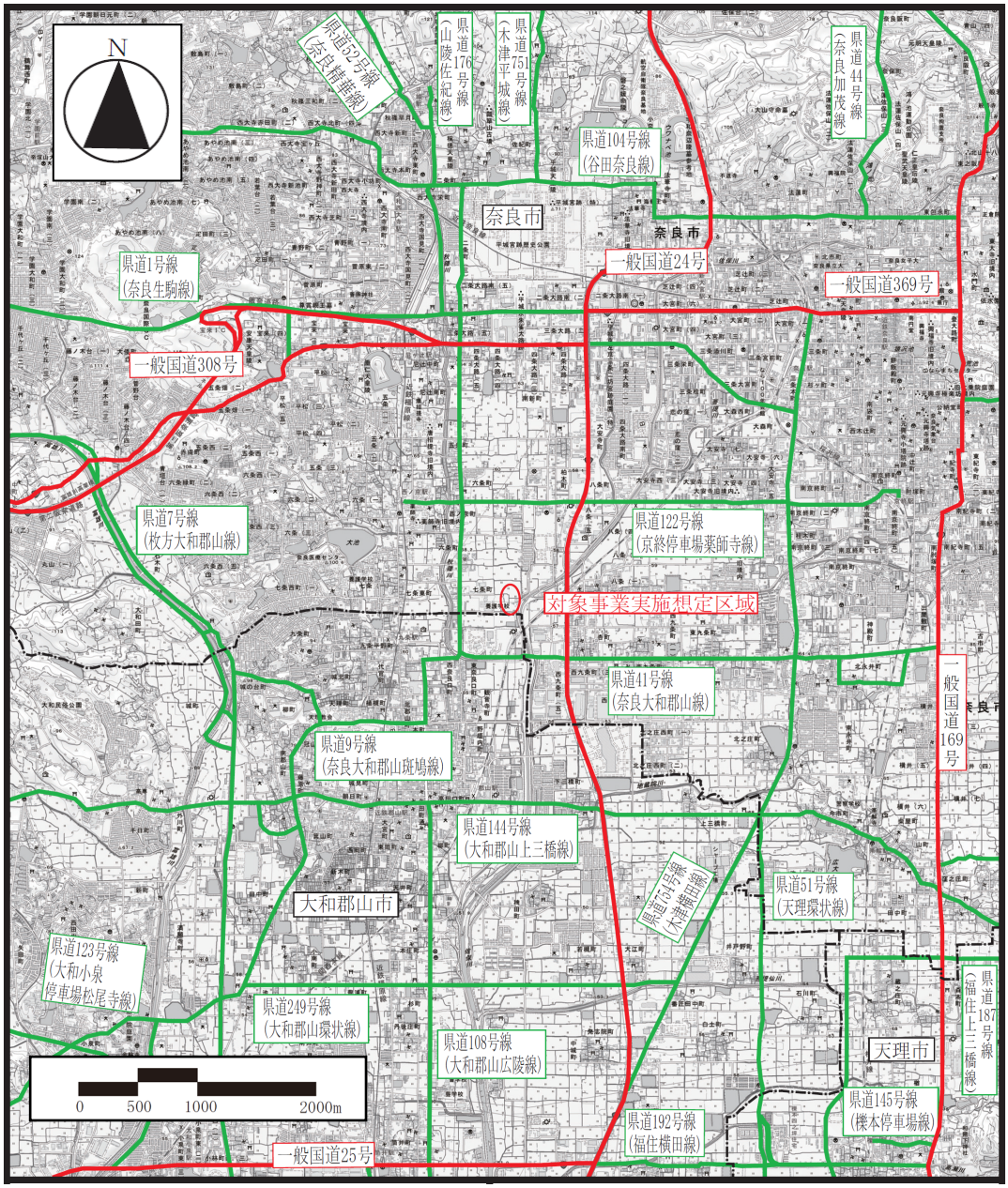

出典：「国土地理院」電子地形図 25000

図 2-1　対象事業実施想定区域の位置

[2] 現在、事業用地は未取得であり、今後の協議等により、対象事業実施想定区域が変化する場合がある。

4）対象事業実施想定区域選定の経緯

本市のごみ焼却施設については、稼働後35年以上が経過しており、新しい施設の整備が必要な時期にきています。また、現有施設の周辺住民と奈良市の間で結ばれた移転建設を趣旨とした公害調停により、新たな候補地を選定して、新施設を建設することとなりました。

このため、平成18年2月に「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」を設置し、移転候補地の選定及び施設整備のあり方などについて検討を行ってきました。

平成19年11月には、同委員会から15カ所の移転候補地の選定を主な内容とした「中間報告」を受け、パブリックコメントによる意見募集を行いました。その後、候補地を9カ所に絞り込み、平成20年10月～12月及び平成21年4月に、9カ所内及び隣接地域において候補地を募集しました。これらの意見や募集結果をふまえ、平成21年11月には、総合評価点方式により、4カ所の候補地が選定されました。平成23年3月に先の総合評価点及び現地視察による総合的な判断の結果、2カ所の候補地を選定し、委員会の最終検討結果として報告がありました。

平成25年3月には、候補地の状況、環境・景観及び費用面等の比較・検討の結果、中ノ川町・東鳴川町地内がより候補地に適しており、最終建設候補地として選定しました。その後、建設候補地周辺の住民の皆様の理解を得るため、建設候補地の土地利用、施設機能等の基本計画策定、資金面から見た事業手法の検討及び附帯施設検討を行いました。

しかし、建設候補地周辺の住民の皆様との協議の場を設けることができなかったことから、直接住民の皆様の意見を聞くため、平成28年7月に「クリーンセンター建設に関する意見交換会」を開催し、さらに、建設候補地対象地区にお住まいの皆様への戸別訪問を実施しました。

また、平成28年8月に開催した「第56回奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」で、委員の皆様から、事業が進捗するためのあらゆる可能性を調査するべきとのご意見をいただき、その調査・検討を進めてきましたが、建設計画に進捗を見出すことができない中、この問題の解決を先送りすることは許されないとの判断から、平成29年7月、建設候補地を見直すこととなりました。

以降、本市では、現環境清美工場が所在する左京地区周辺住民の皆様との意見交換を行う一方、奈良市自治連合会では、クリーンセンター建設問題を市民全体の問題として考え、課題を共有し、解決を図るため、建設候補地の公募や市民集会の開催に取り組まれました。

平成30年2月から、大和郡山市・生駒市・平群町で開催されていた合同勉強会に参加（後に斑鳩町が参加）し、各市町の現状把握と情報共有を行いながら、ごみ処理広域化の可能性について検討を進めています。その成果として、平成30年12月に、中間報告書をとりまとめました。

今般、以下に示す考え方に基づき、広域化新施設の建設候補地を七条地区に絞り込み、周辺住民の皆様をはじめ、関係する方々のご理解・ご協力をいただきながら事業を進めてまいります。

5市町合同勉強会で検討した建設候補地選定の考え方

① 幹線道路に近接していること等、ごみ搬入にあたっての交通結節がよい場所であること。
② 大規模な造成工事を必要としない平坦地で、市街地から離隔し、土地利用上の制限を極力受けないこと。電力、上下水道等インフラが整備されていること。
③ 収集運搬コスト面からも、施設周辺の地理的条件や人口重心等を考慮すること。
④ 参加市町のごみ処理の負担と責任の公平性や住民理解を十分に考慮する必要がある。

以上を踏まえ、大和郡山市との市境である奈良市七条地区を最終的に候補地としました。

5）複数案の設定

前頁で述べたとおり、候補地区は既に決定していることから、当該敷地において確保できる平地面積と施設の建築面積、構内道路の配置、駐車場及び来場者等の安全な動線を考慮し、複数案として、景観への影響が考えられる計画施設の差（リサイクル施設設置の有無）、排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さの差をそれぞれに設定することとしました（表 2-1、図 2-2 参照）。

なお、環境行政の継続性、衛生及び安全性を確保する上で、施設更新は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しません。

表2-1　複数案の設定

区　分	A案			B案		
リサイクル施設設置の有無	無			有		
煙突高さ(m)	50	59	70	50	59	70
概要	対象事業実施想定区域の南側に焼却施設を配置し、東西方向の処理の流れ(煙突は東側)に配置する。			対象事業実施想定区域の南側に焼却施設、北側にリサイクル施設を配置し、両施設ともに東西方向の処理の流れ(煙突は東側)に配置する。		
環境影響の観点からの特徴	リサイクル施設設置の有無 リサイクル施設設置の有無により、敷地面積が異なるとともに、周辺からの計画施設の見え方（景観）に差が生じる可能性がある。 煙突高さ 煙突高さは一般に高くなるにつれて、排出ガスは広範囲に拡散し、地表での濃度（着地濃度）は低くなる。 59m：近接する大和郡山市清掃センターにおける煙突高さであり、航空法に基づく航空障害灯の設置を要しない最高の高さ 50m, 70m：排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響を比較・検討する高さ					

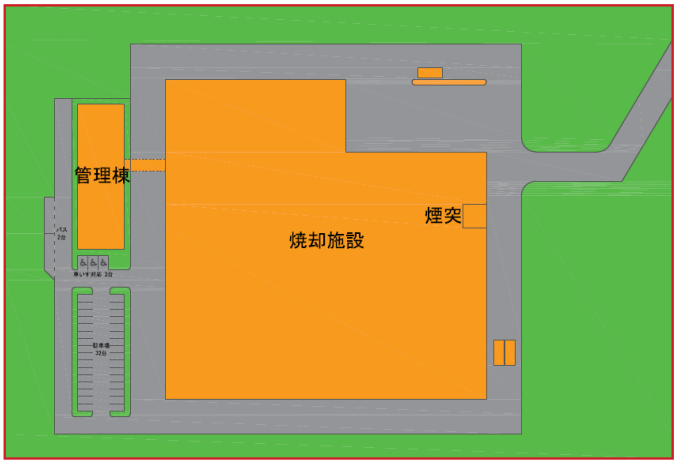

図 2-2（1/2）　複数案の設定（A案）

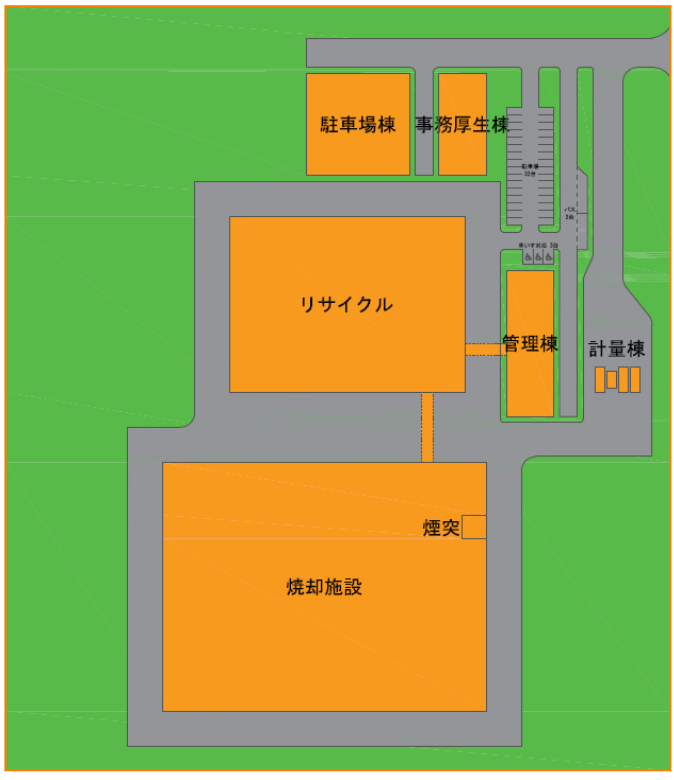

図 2-2（2/2）　複数案の設定（B案）

6）配慮書対象事業の工事計画の概要

本事業の工事は、造成工事、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しています。

工事関係車両の主要走行経路は、図2-3 に示したとおり、国道24号を通るルートとなります。

工事に際しては、その内容を考慮して、安全対策、騒音・振動防止対策、濁水対策等を今後において検討します。

表2-2　工事の内容

項目		工事内容
造成工事		計画施設建設工事に先立ち、バックホウ、ブルドーザ等により対象事業実施想定区域を造成して、計画施設を設置するための平地を確保する。
計画施設建設工事	土木建築工事	土木建築工事としての工場棟、煙突等の工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。
	プラント工事	土木建築工事と並行してプラント工事を実施する。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行う。
	外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設備や植栽等を行う。
	試運転	プラント工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認する。

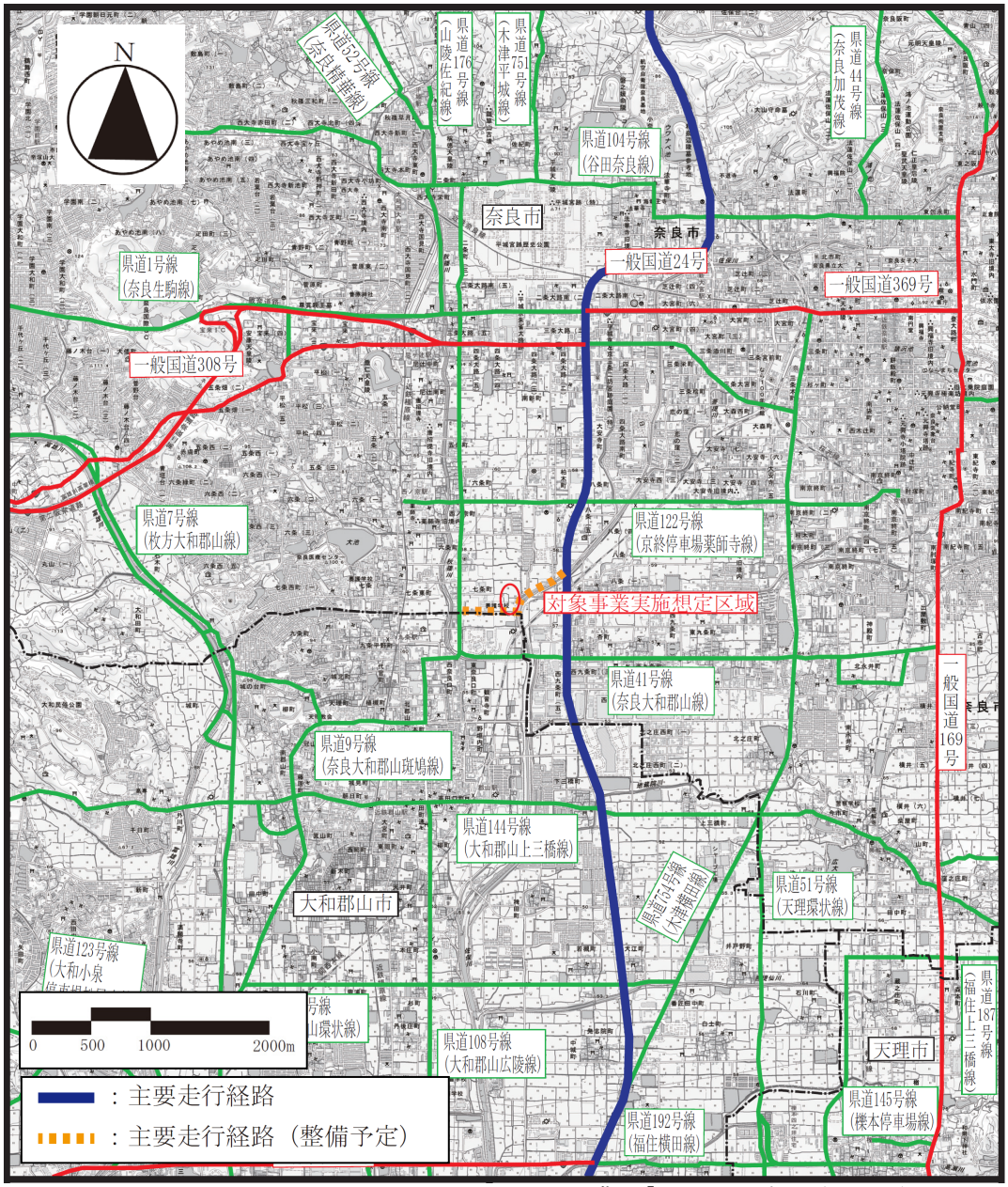

出典：「国土地理院」電子地形図 25000

図 2-3　工事関係車両の主要走行経路

7）計画施設の諸元

計画施設の諸元は表 2-3 に示すとおりです。

計画施設での処理方式[3]は、現段階で未定であり、今後の検討となりますが、本事業においては、最新のごみ処理技術の導入、安全性、安定性、エネルギーの積極的活用、防災対策機能などの観点から最良のごみ処理システムを確保するため､最終的な処理方式の決定は､受注業者決定時となることも想定されます。

表 2-3　計画施設の諸元

工作物の種類等	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	約586t/日
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ(切断)
	処理方式	未定
	排ガス処理設備	乾式ろ過式集じん器（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、脱硝装置 （詳細は今後の検討による）
	構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造(詳細は今後の検討による)
	熱回収方法	廃熱ボイラ方式
	運転計画	24時間連続運転
	給水設備	生活用水：上水　　プラント用水：上水(予定)
	排水処理設備	プラント系排水：処理後、場内再利用、余剰分を下水道放流　　生活系排水：下水道放流

8）環境保全目標値（自主管理値）

環境保全目標値（自主管理値）は、今後の施設整備基本計画等において詳細を検討することとしていますが、現段階での想定は表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4　計画施設に係る環境保全目標値（自主管理値）

項　目		法令等基準値	環境保全目標値（自主管理値）
排出ガス	ばいじん　(g/m³N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素　(HCl)　(ppm)	430以下	50以下
	硫黄酸化物（SOx）（ppm）	K 値規制 K 値17.5以下	50以下
	窒素酸化物（NOx）（ppm）	250以下	50以下
	水銀（ μg/m³N）	30以下	30以下
	ダイオキシン類　(ng-TEQ/m³N)	0.1以下	0.1以下
騒音	昼　間　(8～18時)　(dB)	60	法令等基準値（第二種区域）と同じ ただし、奈良県立奈良養護学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内は左記から5ﾃﾞｼﾍﾞﾙを減じた値とする。
	朝・夕　(6～8時)　・　(18～22時)　(dB)	50	
	夜　間　(22～6時)　(dB)	45	
振動	昼　間　(8～19時)　(dB)	60	法令等基準値 （第一種区域）と同じ
	夜　間　(19～8時)　(dB)	55	
悪臭	敷地境界線における特定悪臭物質の濃度	対象事業実施想定区域は順応地域に指定されている。	本市が定める悪臭物質ごとの規制基準値以下とする。
	気体排出口における基準		悪臭防止法施行規則第３条で定める方法により算出した規制基準値以下とする。
	排出水中における基準		悪臭防止法施行規則第４条で定める方法により算出した規制基準値以下とする。
排出水	プラント系排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とする。生活系排水は下水道放流とする。下水道に放流する場合にあっては、下水道排除基準値以下とする。		

9）収集・運搬計画

廃棄物運搬車両台数は、５市町広域化の場合にあって、１日あたり最大3,142台(往復)と予想されます。また、走行経路は、今後、協議することとしていますが、主要走行経路は図2-3に示す工事関係車両の主要走行経路と同様に国道24号を通るルートとなります。

[3] ごみ焼却施設に係る処理方式は同種事例によれば、焼却方式（ストーカ式）、焼却方式（流動床式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式）、ガス化溶融方式（流動床式）が多く採用されている。

10）環境保全のための配慮事項

(1)　工事の実施時

① 大気汚染防止対策

資材等の運搬による影響

・今後の設計において、可能な限り資材等運搬車両台数が少なくなるよう配慮します。
・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努めます。
・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。
・資材等運搬車両のアイドリングストップを徹底します。

建設機械の稼働による影響

・建設機械は、極力排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用します。
・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底します。

造成工事による粉じんの影響

・工事の実施時は、適度な散水により、粉じんの発生を防止します。
・工事の実施時は、必要に応じて仮囲いを設置し、粉じんの発生を防止します。

② 騒音・振動防止対策

資材等の運搬による影響

・今後の設計において、可能な限り資材等運搬車両台数が少なくなるよう配慮します。
・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努めます。
・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。
・資材等運搬車両のアイドリングストップを徹底します。

建設機械の稼働による影響

・特定建設作業は、早朝・夜間は、騒音を発生させる作業は実施しません。
・建設機械は、極力、低騒音型の建設機械を使用します。
・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底します。
・建設機械の配置に配慮し、また、工事時期の集中を避け、騒音の低減に努めます。
・必要に応じて、仮囲いを設置するなど騒音防止対策を実施します。

③ 水質汚濁対策

造成工事による濁水による影響

・工事中、降雨により発生した濁水は、沈砂池等を設置することにより濁り成分を処理した後、河川へ放流します。

④ 交通安全対策

・資材等運搬車両の主要走行ルートを設定します。
・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルートの分散化に努めます。
・交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保します。

⑤ 奈良県立奈良養護学校への配慮

・造成工事による粉じん、建設機械の稼働に伴う騒音による影響を低減するため、可能な限り高い仮囲いを設置します。
・建設機械の配置に可能な限り配慮することにより、建設機械の稼働に伴う排ガス、騒音による影響を低減します。
・奈良県立奈良養護学校通用門の利用に支障を来さないよう、資材等運搬車両の出入口の位置等に配慮します。

(2) 計画施設の供用時

① 大気汚染防止対策

・計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえ、環境保全目標値（自主管理値）を設定し、遵守します。
・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行います。また、測定結果を常時公開します。

② 騒音・振動防止対策

・低騒音型の機器を採用するとともに、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じます。
・低振動型の機器を採用するとともに、防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても、可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制します。
・駆体構造の高剛性化等による防音・防振対策を実施します。
・騒音･振動を発生させる機器の配置に配慮することにより、可能な限り、隣接する奈良県立奈良養護学校への影響を低減します。
・排風口の位置や、音の反射にも注意し、発生源の種類と敷地境界までの距離を考慮することで、騒音問題が生じないよう配慮します。

③ 悪臭防止対策

・ごみピットから発生する臭気は、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止します。

④ 水質汚濁防止対策

・計画施設から排出されるプラント系排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とします。生活系排水は下水道放流とします。下水道に放流する場合にあっては、下水道排除基準値（奈良市）以下とします。

⑤ 廃棄物の排出等における環境配慮

・廃棄物の搬出は、飛散防止のために、覆い等を設けた適切な運搬車両を用います。

⑥ 奈良県立奈良養護学校への配慮

・騒音による影響、建物の威圧感を低減するため、可能な限り緩衝緑地帯を設置します。

第３章　計画段階配慮事項の選定

１．計画段階配慮事項

計画段階配慮事項は、奈良県環境影響評価条例第４条に基づく「奈良県環境影響評価技術指針」（平成11年９月21日奈良県告示第303号）（以下「指針」という。）別表第八の標準項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しました。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第八に掲げられている環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の各段階において抽出し、指針別表第八に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により、重大な影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる事項を配慮事項として大気質、景観を選定しました。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表3-1に示すとおりです。

２．選定理由または選定しなかった理由

計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由を表 3-2 に示します。

工事の実施に関する環境影響について、リサイクル施設を設置する場合は、事務厚生棟などの主要建築物と最寄り民家までの距離が、設置しない場合に比べ短くなり、リサイクル施設を設置しない場合は、管理棟と奈良県立奈良養護学校との距離が短くなります。大気質(粉じん)、騒音、振動への影響について考えると、いずれも仮囲いの設置をはじめとする環境保全のための措置を講じることにより、さらなる影響の低減が可能であり、重大な環境影響は及ぼさないものと考えられます。また、水質(水の濁り)についても、濁水に対する環境保全のための措置を講じること、廃棄物等（建設工事に伴う副産物）についても、適切に再資源化を図ることにより、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。したがって、工事の実施については、計画段階配慮事項として選定しませんでした。

なお、ここでの選定は、複数案の比較及び重大な環境影響を生じるおそれの有無を確認する観点において行ったものであり、工事の実施に関する環境影響及び表 3-2 において選定しなかった項目について、方法書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではありません。方法書段階では、環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から、再度選定します。

表 3-1　計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境					騒音	振動	悪臭	水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	
		大気質								水質		地形及び地質	その他の環境要素								
		二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	大気質に係る有害物質	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	ダイオキシン類	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物	廃棄物
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				○		○	○													
	切土工等又は既存の工作物の除去				○		○	○		○										○	
	建設機械の稼働				○		○	○													
土地又は工作物の存在及び供用	焼却場の存在											○		○	○	○	○	○	○		
	焼却場の稼働	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○								○
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	○			○		○	○													

注：表中の網掛け ▒ は本計画段階配慮手続きにおいて選定した項目であることを示す。

表中の○は環境影響評価（方法書、準備書、評価書）の項目を選定するに当たっての指針に示す参考項目であることを示す。

この表において、用語の意義は次に示すとおりである。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「大気質に係る有害物質」とは、塩化水素、水銀及びダイオキシン類をいう。

「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 3-2(1/2)　計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項目				選定	選定理由または選定しなかった理由
	環境要素の区分		環境要因の区分		
土地又は工作物の存在及び供用	大気質	二酸化窒素	焼却場の稼働	○	計画施設の稼働に伴って、排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、重大な影響を及ぼすおそれがあること、複数案（煙突高さ）による周辺地域への影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定しました。
		二酸化硫黄			
		浮遊粒子状物質			
		大気質に係る有害物質			
		二酸化窒素	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	廃棄物運搬車両の集中する国道24号（柏木町）において昼間12時間交通量は39,941台（推定値）となっています。これに対して廃棄物運搬車両台数は、5市町広域化の場合にあって、１日あたり最大3,142台(往復)と予想され、その寄与率は最大でも7.3%程度であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えます。また、その台数は複数案の間に大きな差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
		粉じん等			
	騒　音		焼却場の稼働	×	焼却施設、リサイクル施設は、ともに鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定です。また、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じることにより、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。また、複数案に大きな差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
			廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	大気質と同様
	振　動		焼却場の稼働	×	焼却施設、リサイクル施設は、ともに鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定です。また、振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制することから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。また、複数案に大きな差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
			廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	大気質と同様
	悪　臭		焼却場の稼働	×	排ガスの臭気要因として、二酸化窒素、硫黄酸化物、塩化水素などの無機ガスがあげられますが、「第２章8) 環境保全目標値（自主管理値）」（p6参照）に示した環境保全目標値（自主管理値）まで排出濃度は低下させる計画であり、これに応じて排出口での臭気指数は低減できます。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。また、複数案に差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
	水質	水の濁り	焼却場の稼働	×	計画施設から排出されるプラント系排水、ごみピット汚水、床洗浄水等は、全て排水処理設備により処理した後、施設内で再利用し、余剰分を下水道放流します。また、生活系排水についても下水道放流とすることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。さらに、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
		水の汚れ			

表 3-2(2/2)　計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項目				選定	選定理由または選定しなかった理由
	環境要素の区分		環境要因の区分		
土地又は工作物の存在及び供用	地形及び地質	重要な地形及び地質	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地しています。また、既存資料調査においても学術上または希少性の観点から重要な地形の存在は確認されていません。 したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
		ダイオキシン類	焼却場の稼働	×	排ガス中のダイオキシン類濃度は、「第２章　8）環境保全目標値（自主管理値）」（p6参照）に示した環境保全目標値（自主管理値）まで排出濃度は低下させる計画であり、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。また、大気質（焼却場の稼働）に係る予測、評価結果において影響を確認できること、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地しています。動物について、既存資料によって確認された重要な種が、生息している可能性がありますが、植物については、重要な群落は確認されず、生態系についても重要な特徴はないものと考えられます。 今後の環境影響評価における調査、予測、評価、環境保全のための措置を適切に実施することで、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案では改変面積に差はあるものの、ともに現況は水田となっており、大きな差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
	植物	重要な種及び群落		×	
	生態系	地域を特徴づける生態系		×	
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	焼却場の存在	○	主要な眺望点における景観が変化し、重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、複数案による影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域から最寄りの主要な人と自然との触れ合いの活動の場「奈良・西の京・斑鳩自転車道」までは約0.4km、「大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド」までは約0.3kmの距離があり(p.21参照）、これらを直接改変することはありません。 したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しませんでした。
	文化遺産	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアに接していますが、それぞれ約1.0km、1.6kmの距離があります。また、対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地しています。 また、既存資料を調査した結果、対象事業実施想定区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地である平城京跡に位置しています。 したがって、文化財保護法第94条に基づいた事前の手続きが必要となりますが、文化財保護法を含め、関係法令に基づき適切な措置を講じ、また、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。
	廃棄物等	廃棄物	廃棄物の発生	×	計画施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じるため、計画段階配慮事項として選定しませんでした。

第４章　計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測及び評価の結果

１．大気質

＜調査の概要＞

気象の状況については、対象事業実施想定区域最寄りの奈良地方気象台における風向・風速の状況を調査しました。また、大気質の濃度の状況については、対象事業実施想定区域に近い一般環境大気測定局（一般局）である西部局、朱雀局及び飛鳥局、自動車排出ガス測定局（自排局）である柏木局における測定結果をとりまとめました。

1）調査の結果

(1) 気象の状況

2019 年における風配図は図 4.1-1 に示すとおりであり、年間最多風向は北、平均風速は 2.1m/s となっていました。

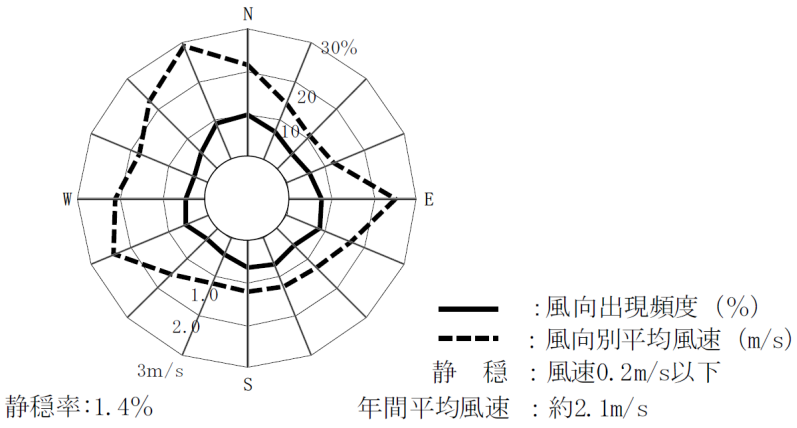

図 4.1-1 風配図（奈良地方気象台 2019 年）

(2) 大気質の濃度の状況

調査の結果、いずれの測定局についても二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）及び一酸化炭素（CO）については環境基準を達成していましたが、光化学オキシダント（O_X）について、環境基準は非達成となっていました。

降下ばいじん、ダイオキシン類及び水銀については、いずれの調査地点についても、参考値、環境基準及び指針値を達成しています。

表 4.1-1(1/9)　二酸化硫黄（SO_2）の状況

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況[注]	環境基準
		日	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	○・×	
平成30年度	西部局	364	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(2/9)　二酸化窒素（NO_2）の状況

年度	測定局	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況[注]	環境基準
		時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	○・×	
平成30年度	西部局	8,637	0.008	0	0.0	0	0.0	0.059	0.018	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	朱雀局	8,644	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.018	○	
	飛鳥局	8,710	0.008	0	0.0	0	0.0	0.058	0.020	○	
	柏木局	8,640	0.013	0	0.0	0	0.0	0.057	0.024	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(3/9)　浮遊粒子状物質（SPM）の状況

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況[注]	環境基準
		日	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×・無○	○・×	
平成30年度	西部局	364	0.013	0	0.0	0	0.0	0.087	0.035	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
	朱雀局	347	0.015	0	0.0	0	0.0	0.068	0.035	○	○	
	飛鳥局	360	0.016	0	0.0	0	0.0	0.147	0.037	○	○	
	柏木局	364	0.013	0	0.0	0	0.0	0.153	0.033	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(4/9)　微小粒子状物質（PM2.5）の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況[注]	環境基準
		時間	μg/m³	日	%	μg/m³	μg/m³	○・×	
平成30年度	西部局	361	9.9	0	0.0	31.8	24.6	○	年平均値15μg/m³以下、かつ、日平均値の98%値35μg/m³以下

注：年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の98%値が35μg/m³以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(5/9)　一酸化炭素（CO）の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況[注]	環境基準
		日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日	○・×	
平成30年度	西部局	365	8731	0.2	0	0.0	0	0.0	0.9	0.4	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを越えたが2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(6/9)　光化学オキシダント（O_X）の状況（一般局）

年度	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	達成状況[注]	環境基準
		日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm	○・×	
平成30年度	西部局	365	5,429	84	499	1	1	0.129	0.036	×	1時間値が0.06ppm以下であること。

注：1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（短期的評価）。
昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(7/9)　降下ばいじんの測定結果

単位：t/km²/月

年度	調査地点	最大値	最小値	平均値	参考値
平成30年度	西部局	2.1	0.6	1.2	20
	春日公民館	2.0	0.3	0.9	

参考値：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月建設省都市局都市計画課監修）において示された参考値。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(8/9)　ダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/m^3

年度	調査地点	年平均値	環境基準
平成30年度	西部局	0.0083	0.6
	春日中学校	0.0099	

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 4.1-1(9/9)　水銀の測定結果

単位：ng/m^3

年度	調査地点	年平均値	指針値
平成30年度	西部局	1.7	40
	春日中学校	1.7	

指針値：今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第７次答申：平成15年７月31日）中央環境審議会において示された値。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

2) 予測

(1) 予測内容

① 予測方法

「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12 年12 月、公害研究対策センター）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均濃度）を複数案（計画施設の煙突高さを50m、59m、70m）ごとに予測しました。なお、予測範囲は対象事業実施想定区域を中心に8.0km四方の範囲としました。

② 予測項目

予測項目は、計画施設から排出される煙突排出ガス中の窒素酸化物などとしました。

③ 予測条件

・排出源の諸元

排出源の諸元は、類似事例を参考として表 4.1-2 に示すとおり設定しました。

表 4.1-2　排出源の諸元

区分			諸元
煙突実体高		(m)	50
			59
			70
炉数		(炉)	3
排出ガス量	湿り	(m^3N/h)	60,000
	乾き	(m^3N/h)	51,000
	乾き($O_2$12%換算)	(m^3N/h)	85,000
O_2濃度		(%)	6
排ガス温度		(℃)	170
排出ガス濃度	窒素酸化物	(ppm)	50
	硫黄酸化物	(ppm)	50
	ばいじん	(g/m^3N)	0.01
	ダイオキシン類	($ng-TEQ/m^3N$)	0.1
	水銀	($\mu g/m^3N$)	30

注：1) 排出ガス量は１炉あたり
2) 諸元は、現段階での想定であり、確定したものではない。
3) 塩化水素については、法令等基準値及び環境保全目標値（自主管理値）の定めはあるが、長期的評価を行わないことから予測項目としない。

・気象条件

予測に用いる気象条件は、平成31年（令和元年）の奈良地方気象台における風向・風速、大阪管区気象台における日射量、雲量の観測結果を用いました。

(2) 予測結果

予測結果は表4.1-3に示すとおりです。表中のバックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の各大気汚染常時監視局（一般環境測定局）における調査結果（平成30年度）の平均値を算出したものです。また、予測対象物質のうち窒素酸化物について煙突高ごとの寄与濃度分布状況を図4.1-2に示します。（最大着地濃度地点については、現段階での想定であるため、図示していません。）

窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀ともに、最大着地濃度地点における最大着地濃度は、煙突高59m及び70mの場合は50mの場合に比べ低くなりました。ただし、将来濃度については、煙突高３案とも同程度となりました。なお、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については、一般環境大気観測局での測定結果をもとに年平均値を日平均値に変換しています。

表4.1-3　予測結果

（窒素酸化物）

煙突高	最大着地濃度 (ppm)	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度 (ppm)	将来濃度		環境基準
			年平均値(ppm)	日平均値の98%値 (ppm)	日平均値 (ppm)
50	0.00026	0.010	0.00857	0.020	0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
59	0.00022		0.00855	0.020	
70	0.00019		0.00853	0.020	

注：将来濃度は窒素酸化物から二酸化窒素へ変換した。

（二酸化硫黄）

煙突高	最大着地濃度 (ppm)	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度 (ppm)	将来濃度		環境基準
			年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値 (ppm)
50	0.00026	0.003	0.00326	0.006	0.04以下
59	0.00022		0.00322	0.006	
70	0.00019		0.00319	0.006	

（浮遊粒子状物質）

煙突高	最大着地濃度 (mg/m^3)	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度 (mg/m^3)	将来濃度		環境基準
			年平均値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	日平均値 (mg/m^3)
50	0.000051	0.016	0.016051	0.036	0.10以下
59	0.000044		0.016044	0.036	
70	0.000038		0.016038	0.036	

（ダイオキシン類）

煙突高	最大着地濃度 ($pg\text{-}TEQ/m^3$)	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度 ($pg\text{-}TEQ/m^3$)	将来濃度	環境基準
			年平均値 ($pg\text{-}TEQ/m^3$)	年平均値 ($pg\text{-}TEQ/m^3$)
50	0.00051	0.0091	0.010	0.6以下
59	0.00044		0.010	
70	0.00038		0.0095	

（水銀）

煙突高	最大着地濃度 ($\mu g/m^3$)	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度 ($\mu g/m^3$)	将来濃度	指針値[注]
			年平均値 ($\mu g/m^3$)	年平均値 ($\mu g/m^3$)
50	0.00015	0.0017	0.0019	0.04以下
59	0.00013		0.0018	
70	0.00011		0.0018	

注:今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第７次答申)
（平成15年中央環境審議会）

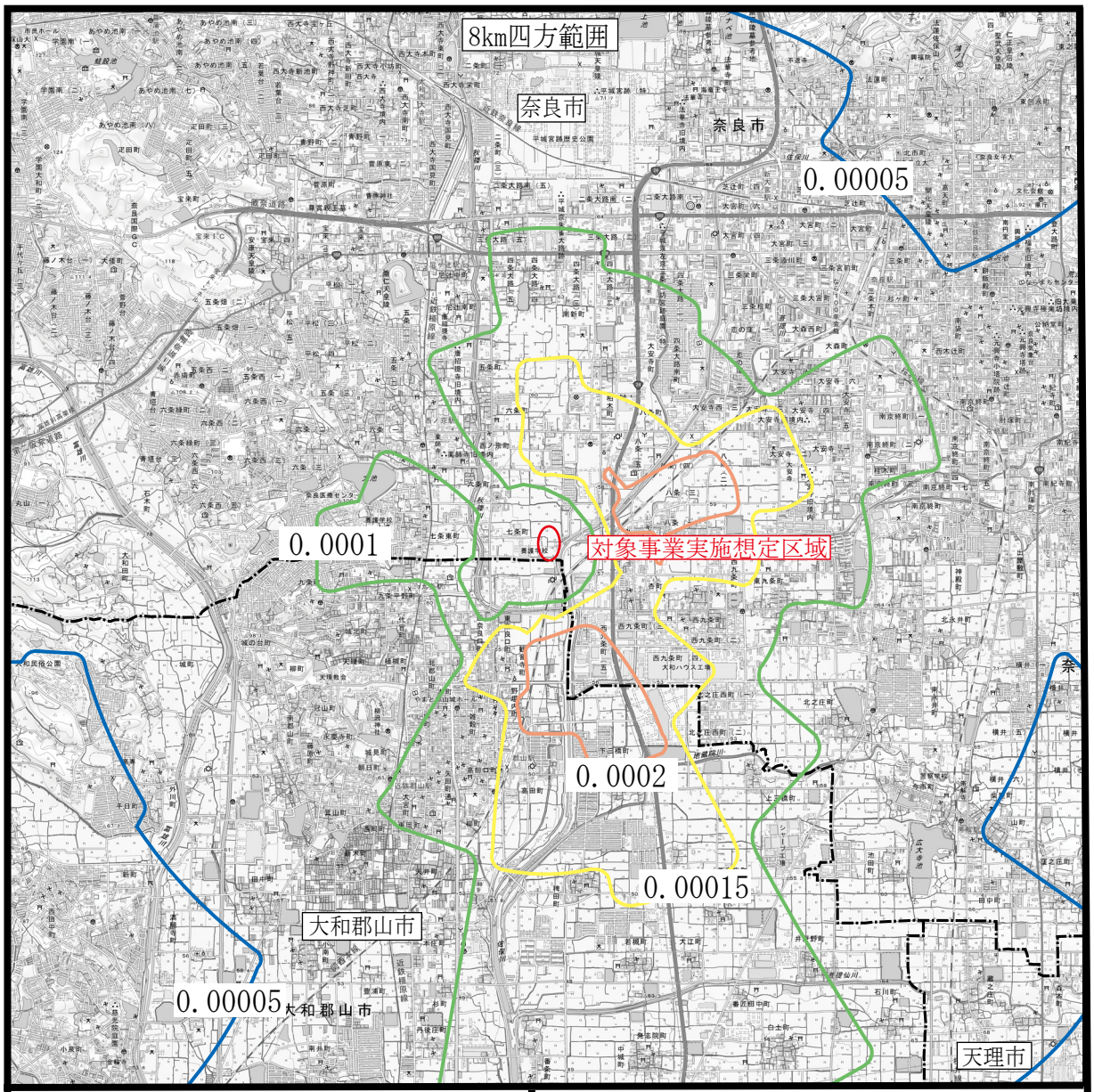

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

等濃度線(濃度の等しいところを
連ねて線をひいたもの)

：0.0002

：0.00015

：0.0001

：0.00005

単位：ppm

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

500 1000 2000m

図4.1-2(1/3)
施設の稼働による寄与濃度分布図（煙突高50m）
（窒素酸化物）

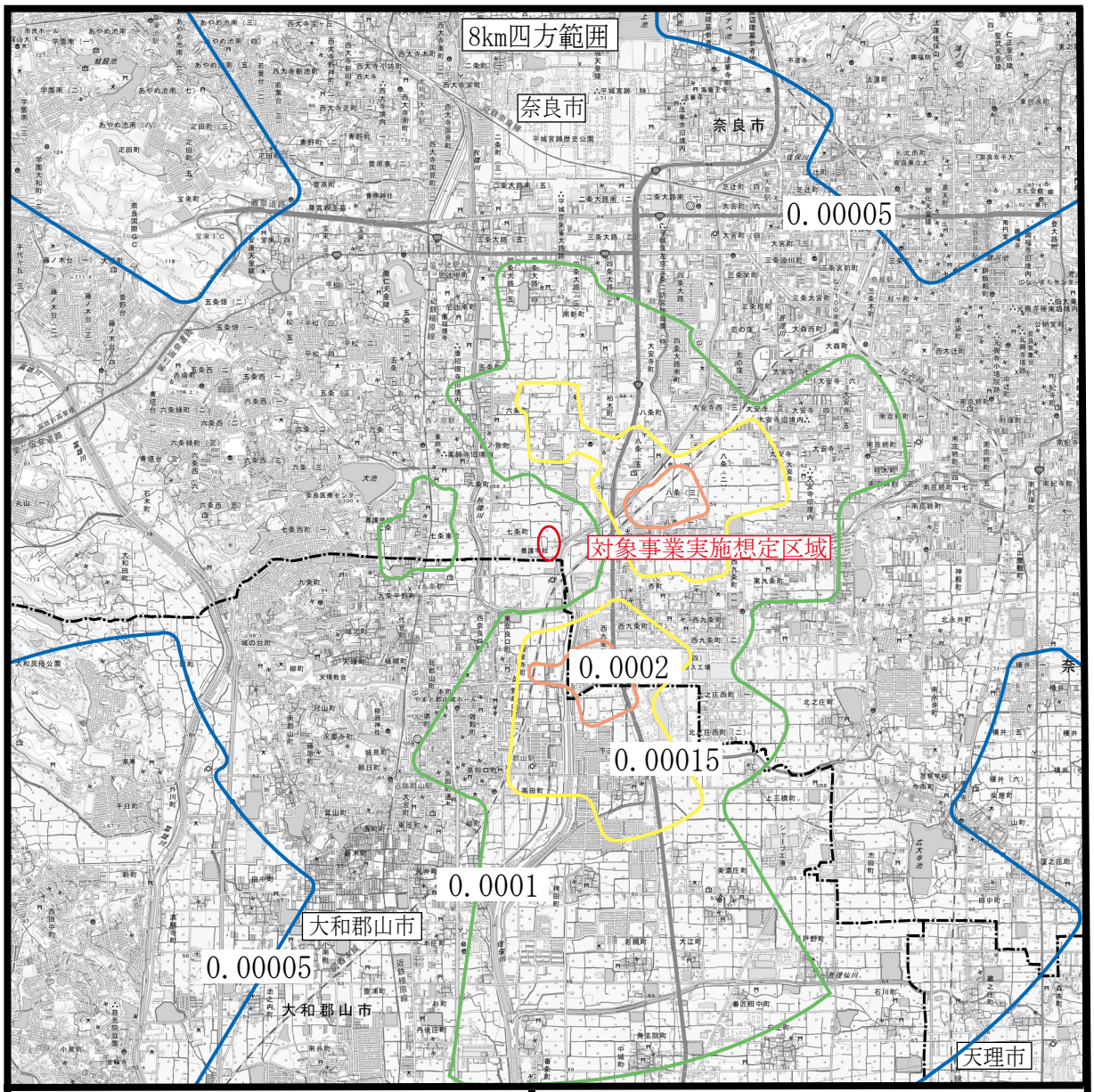

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

等濃度線(濃度の等しいところを
連ねて線をひいたもの)

：0.0002

：0.00015

：0.0001

：0.00005

単位：ppm

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

500 1000 2000m

図4.1-2(2/3)
施設の稼働による寄与濃度分布図（煙突高59m）
（窒素酸化物）

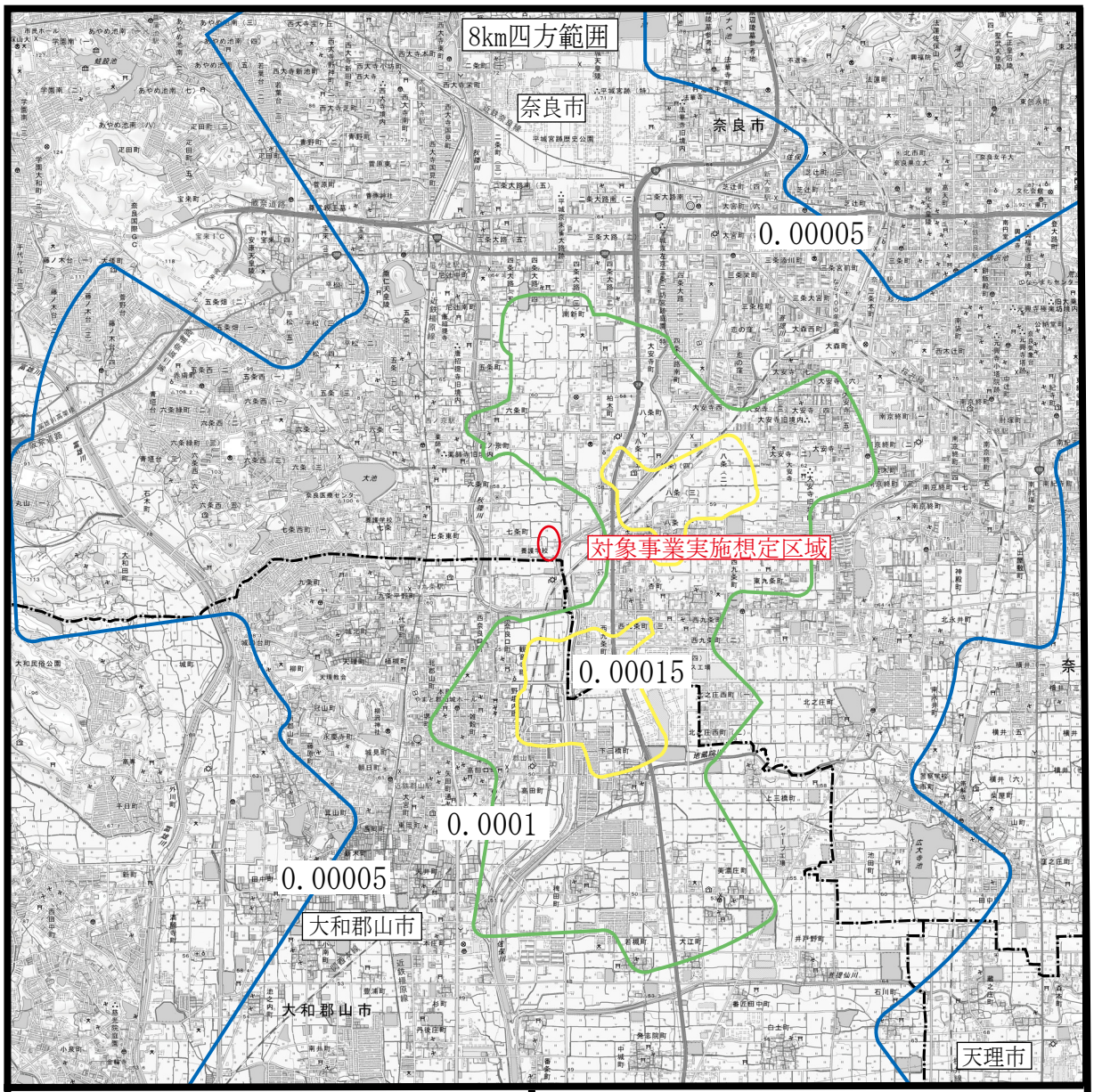

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

等濃度線(濃度の等しいところを
連ねて線をひいたもの)

：0.00015

：0.0001

：0.00005

単位：ppm

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

500　1000　2000m

図4.1-2(3/3)
施設の稼働による寄与濃度分布図（煙突高70m）
（窒素酸化物）

3）評価

(1) 環境影響の程度

煙突高さに係る複数案毎の評価結果を表4.1-4に示します。

これによると、すべての予測項目の最大着地濃度は、煙突高さ50mが煙突高さ59m､70mに比べ高くなる傾向がみられました。ただし、いずれの最大着地濃度もバックグラウンド濃度に比べ低く、複数案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となり、複数案間の影響の程度の差は小さいものと評価しました。

表4.1-4　評価結果

区分			最大着地濃度	ﾊﾞｯｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ濃度	将来予測濃度（年平均値）	位置
煙突高50m	窒素酸化物(NO_x)	(ppm)	0.00026	0.010	0.010	対象事業実施想定区域の東北東約840m
	二酸化窒素(NO_2)	(ppm)	－	－	0.009	
	二酸化硫黄(SO_2)	(ppm)	0.00026	0.003	0.003	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m^3)	0.000051	0.016	0.016	
	ダイオキシン類	($pg-TEQ/m^3$)	0.00051	0.0091	0.010	
	水銀	($\mu g/m^3$)	0.00015	0.0017	0.0019	
煙突高59m	窒素酸化物(NO_x)	(ppm)	0.00022 (0.846)	0.010	0.010 (0.996)	対象事業実施想定区域の東北東約880m
	二酸化窒素(NO_2)	(ppm)	－	－	0.009 (0.998)	
	二酸化硫黄(SO_2)	(ppm)	0.00022 (0.846)	0.003	0.003 (0.988)	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m^3)	0.000044 (0.863)	0.016	0.016 (1.000)	
	ダイオキシン類	($pg-TEQ/m^3$)	0.00044 (0.863)	0.0091	0.010 (0.993)	
	水銀	($\mu g/m^3$)	0.00013 (0.867)	0.0017	0.0018 (0.989)	
煙突高70m	窒素酸化物(NO_x)	(ppm)	0.00019 (0.731)	0.010	0.010 (0.993)	対象事業実施想定区域の東北東約910m
	二酸化窒素(NO_2)	(ppm)	－	－	0.009 (0.996)	
	二酸化硫黄(SO_2)	(ppm)	0.00019 (0.731)	0.003	0.003 (0.979)	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m^3)	0.000038 (0.745)	0.016	0.016 (0.999)	
	ダイオキシン類	($pg-TEQ/m^3$)	0.00038 (0.745)	0.0091	0.0095 (0.986)	
	水銀	($\mu g/m^3$)	0.00011 (0.733)	0.0017	0.0018 (0.978)	

注:各欄（　）は煙突高50mを1.000としたときの割合を示す。

(2) 環境基準等との整合

最大着地濃度地点における環境基準整合状況について、煙突高さ50mの場合を代表させて表4.1-5に示します。これによると、全ての予測項目で環境基準等を下回ると評価され、重大な環境影響はないものと考えます。

表4.1-5　最大着地濃度地点における環境基準整合状況

区分			年平均予測濃度	日平均予測濃度	環境基準等
煙突高50m	二酸化窒素(NO_2)	(ppm)	0.009	0.020	日平均値：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
	二酸化硫黄(SO_2)	(ppm)	0.003	0.006	日平均値：0.04ppm以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m^3)	0.016	0.036	日平均値：0.10mg/m^3以下
	ダイオキシン類	($pg-TEQ/m^3$)	0.010	－	年平均値：0.6$pg-TEQ/m^3$以下
	水銀	($\mu g/m^3$)	0.0019	－	年平均値：0.04$\mu g/m^3$以下

注：日平均予測濃度：年平均予測濃度から回帰式を用いて日平均値の2%除外値(日平均値の98%値)に換算した。
なお、ダイオキシン類、水銀については、環境保全目標が年平均値であるため換算していない。
水銀は指針値（今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第７次答申)(平成15年中央環境審議会)）

２．景観

＜調査の概要＞

景観の調査は、表 4.2-1、図 4.2-1 に示す景観資源及び主な眺望点を抽出し、写真撮影を行いました。

表 4.2-1　景観資源及び主な眺望点

区分	名　称	概　要
景観資源	No.1　羅城門橋	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北方向の朱雀門、大極殿が主要な視対象として取り上げられている。対象事業実施想定区域は本地点の北側、約 0.8km に位置する。
	No.2　郡山城跡	郡山城跡は奈良県指定の史跡であり、城跡と奈良盆地が眺望できる郡山城天守台付近は奈良県景観資産に指定されている。対象事業実施想定区域は本地点の北東側、約 1.6km に位置する。
	No.3　大池（勝間田池）	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北東方向の薬師寺三重塔、東大寺大仏殿が主要な視対象として取り上げられている。対象事業実施想定区域は本地点の東南東側、約 1.2～1.5km に位置する。
	No.4　秋篠川堤防	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北西方向の薬師寺金堂、薬師寺三重塔が主要な視対象として取り上げられている。また、堤防には奈良・西の京・斑鳩自転車道が整備されている。対象事業実施想定区域は本地点の東南東側、約 0.4km に位置する。
主な眺望点	No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	対象事業実施想定区域の北側、約 0.4km に位置する住宅地であり、その東側には県立朱雀高校が立地する。
	No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	対象事業実施想定区域の北東側、約 0.1km に位置する最寄りの住宅地である。
	No.7　国道 24 号八条高架橋	対象事業実施想定区域の東側、約 0.4km を南北に通る幹線道路である。
	No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	対象事業実施想定区域の南側、約 0.3km に位置し、多くの人が集まるスポーツセンターグラウンドである。その西側には大和郡山市清掃センター（ごみ焼却施設、ペットボトルリサイクル施設）が立地し、さらに、その西側にスポーツセンター屋内施設、公園などが立地する。
	No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	対象事業実施想定区域の北北西側、約 1.3km に位置する唐招提寺の南端に接する駐車場である。

注：対象事業実施想定区域との距離は、それぞれの地点からの最短距離を示す。

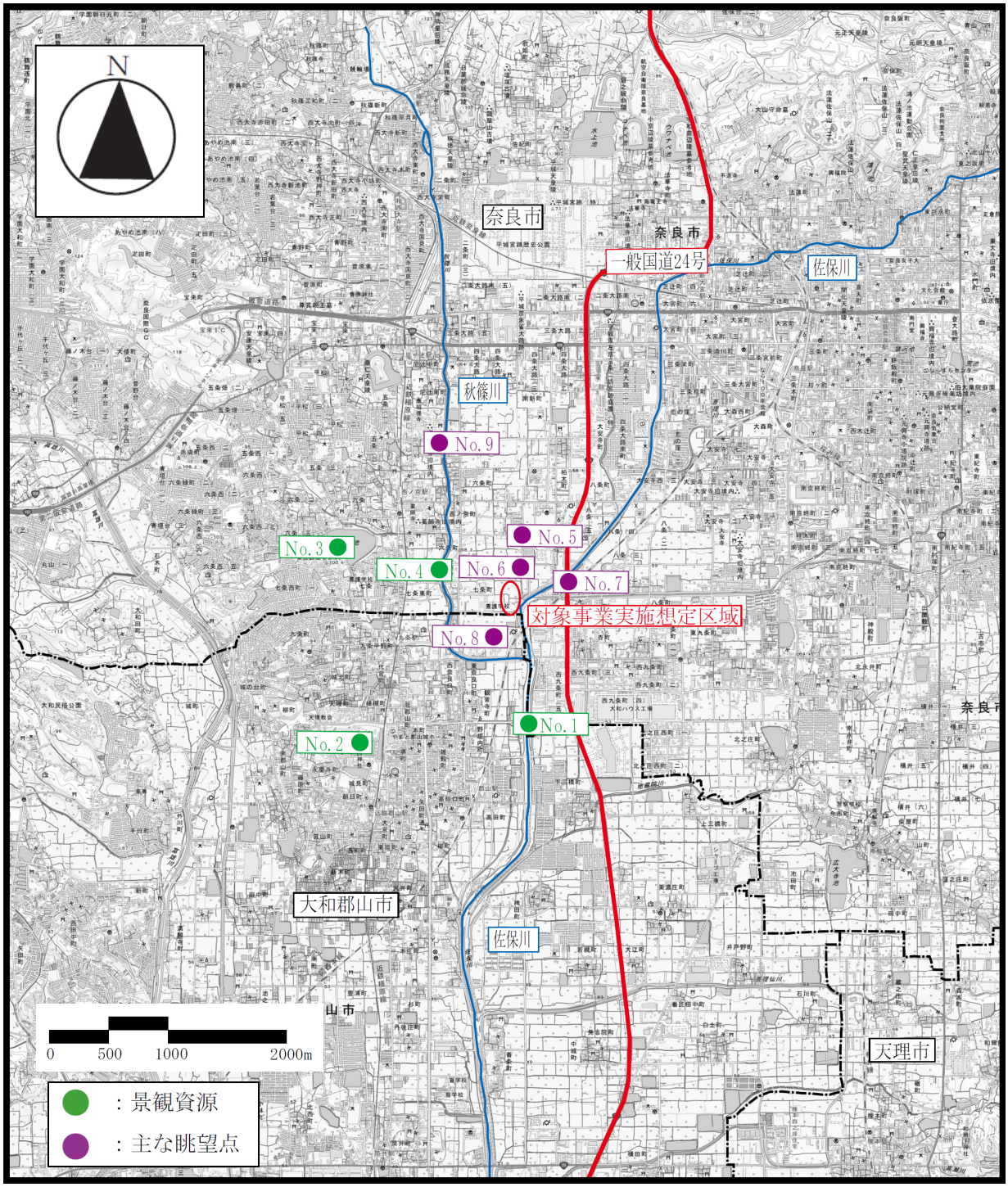

出典：「国土地理院」電子地形図 25000

図 4.2-1　景観資源及び主な眺望点

1）調査の結果

主な眺望地点における調査結果は表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2(1/3)　主な眺望地点における調査結果

<table>
<tr><td>調査地点</td><td>No.1　羅城門橋</td><td>No.2　郡山城跡</td></tr>
<tr><td>視点の状況</td><td>対象事業実施想定区域の南側、約0.8kmに位置する。本地点において歩行者はさほど多くないが、時間帯によって、通行車両は多くなる。</td><td>対象事業実施想定区域の南西側、約1.6kmに位置する。平日に本地点を訪れる人は少ないが、早春季、春季には盆梅展、お城まつりなどのイベントが催され、多くの人が訪れる。</td></tr>
<tr><td>眺望の状況</td><td>対象事業実施想定区域を直接に視認できないが、大和郡山市清掃センターの工場棟、煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の一部、煙突が視認できるものと考えられる。また、その東側延長上に朱雀門がかすかに視認できる。

対象事業実施想定区域</td><td>対象事業実施想定区域を詳細に視認できないが、大和郡山市清掃センターの煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の煙突、施設の一部が視認できる可能性がある。

対象事業実施想定区域</td></tr>
<tr><td>調査地点</td><td>No.3　大池（勝間田池）</td><td>No.4　秋篠川堤防</td></tr>
<tr><td>視点の状況</td><td>対象事業実施想定区域の西北西側、約1.2～1.5kmに位置する。通行車両、歩行者はさほど多くない。</td><td>対象事業実施想定区域の西北西側、約0.4kmに位置する。通行車両はさほど多くなく、自転車道においても自転車、歩行者の通行量は多くない。</td></tr>
<tr><td>眺望の状況</td><td>対象事業実施想定区域は視認できないが、大和郡山市清掃センターの煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の煙突、施設の一部が視認できる可能性がある。

対象事業実施想定区域</td><td>対象事業実施想定区域を直接に視認できないが、大和郡山市清掃センターの工場棟、煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の一部、煙突が視認できるものと考えられる。
 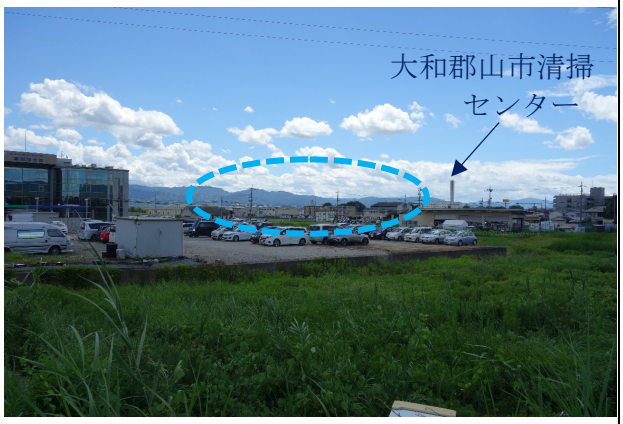

対象事業実施想定区域</td></tr>
</table>

表 4.2-2(2/3)　主な眺望地点における調査結果

<table>
<tr><td>調査地点</td><td>No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）</td><td>No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）</td></tr>
<tr><td>視点の状況</td><td>対象事業実施想定区域の北側、約0.4～0.6kmに位置する住宅地の南端部であるが、通行車両、歩行者はさほど多くない。</td><td>対象事業実施想定区域の北東側、約0.1～0.4kmに位置する住宅地の南端部であるが、通行車両、歩行者はさほど多くない。</td></tr>
<tr><td>眺望の状況</td><td>対象事業実施想定区域を視認でき、将来は計画施設、煙突が視認できる。また、大和郡山市清掃センターの工場棟、煙突（高さ59m）も視認できる。

対象事業実施想定区域</td><td>前方の土手により、対象事業実施想定区域内を直接視認できないが、将来は計画施設、煙突が視認できる。また、大和郡山市清掃センターの工場棟、煙突（高さ59m）も視認できる。
 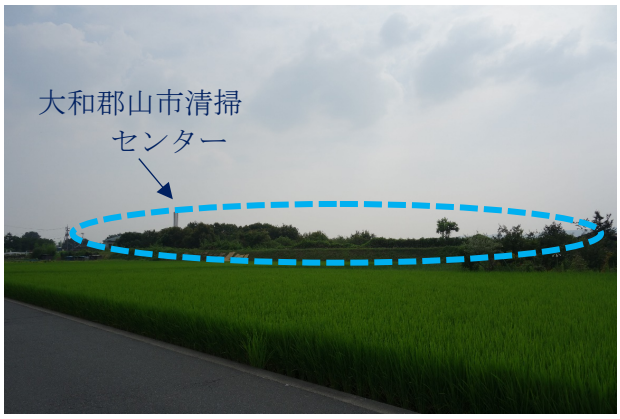

対象事業実施想定区域</td></tr>
<tr><td>調査地点</td><td>No.7　国道24号八条高架橋</td><td>No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド</td></tr>
<tr><td>視点の状況</td><td>対象事業実施想定区域の東側、約0.4kmを南北に通る幹線道路であり、交通量は多い。</td><td>対象事業実施想定区域の南側、約0.3kmに位置し、多くの人が集まるスポーツセンターグラウンドである。</td></tr>
<tr><td>眺望の状況</td><td>対象事業実施想定区域を直接に視認できないが、大和郡山市清掃センターの工場棟、煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の一部、煙突が視認できるものと考えられる。
 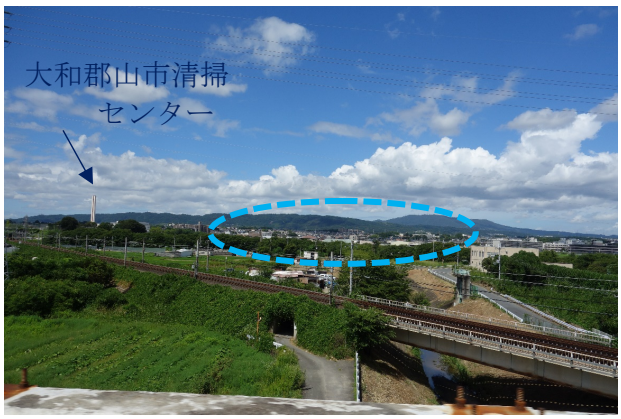

対象事業実施想定区域</td><td>地盤の高低差により、対象事業実施想定区域内を直接視認できないが、将来は計画施設、煙突が視認できる。

対象事業実施想定区域</td></tr>
</table>

表 4.2-2(3/3)　主な眺望地点における調査結果

調査地点	No.9　奈良市五条地区　唐招提寺駐車場	
視点の状況	対象事業実施想定区域の北北西側、約1.3kmに位置する唐招提寺の南端に接する駐車場である。観光シーズンには多くの人が集まる。	
眺望の状況	対象事業実施想定区域を直接に視認できないが、大和郡山市清掃センターの煙突（高さ59m）が視認できることから、将来は計画施設の一部、煙突が視認できる可能性がある。 対象事業実施想定区域	

2) 予測

(1) 予測内容

① 予測方法

予測地点からの現況写真に計画施設を合成した簡易モンタージュ写真を作成し、視覚的に表現することにより予測しました。また、あわせて仰角又は俯角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測しました。

仰角の概要は図4.2-2に示すとおりです。

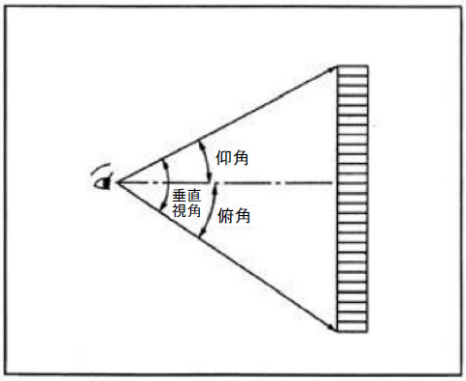

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図4.2-2 仰角の概要

② 予測条件

予測地域は、計画施設の存在による主な眺望点からの眺望景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、予測地点は、現地調査を実施した９地点としました（仰角の予測は、対象事業実施想定区域の西側に隣接するNo.10奈良県立奈良養護学校を追加した10地点としました）。

主な眺望地点と複数案による煙突位置、工場棟との水平距離は表4.2-3に示すとおりです。

なお、計画施設高は、対象事業実施想定区域における地盤高に、仰角算出の対象（焼却施設(34m)、リサイクル施設(20m)、管理棟(9.5m)、事務厚生棟(9.5m)、駐車場棟(20m)、複数案による煙突高(50m、59m、70m)）を加えたものとしています（表4.2-4参照）。

表4.2-3 主な眺望地点との水平距離

単位：ｋｍ

予測地点	A案（リサイクル施設：無）			B案（リサイクル施設：有）					
	焼却施設	管理棟	煙突	焼却施設	リサイクル施設	管理棟	事務厚生棟	駐車場棟	煙突
No.1 羅城門橋	0.95	1.00	1.01	0.95	1.07	1.04	1.14	1.15	1.01
No.2 郡山城跡	1.63	1.65	1.75	1.63	1.72	1.79	1.83	1.80	1.75
No.3 大池（勝間田池）	1.43	1.41	1.55	1.45	1.45	1.54	1.51	1.47	1.55
No.4 秋篠川堤防	0.54	0.52	0.65	0.56	0.54	0.64	0.59	0.55	0.65
No.5 奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	0.53	0.56	0.57	0.55	0.47	0.48	0.42	0.42	0.57
No.6 奈良市柏木地区（近隣住宅地）	0.26	0.32	0.27	0.26	0.20	0.19	0.16	0.18	0.27
No.7 国道24号八条高架橋	0.44	0.56	0.44	0.44	0.44	0.41	0.44	0.47	0.44
No.8 大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	0.29	0.34	0.35	0.29	0.39	0.40	0.47	0.46	0.35
No.9 奈良市五条地区唐招提寺駐車場	1.43	1.43	1.51	1.45	1.39	1.44	1.37	1.35	1.51
No.10 奈良県立奈良養護学校	0.06	0.03	0.17	0.06	0.14	0.21	0.24	0.22	0.17

注：青字は対象事業実施想定区域内の他の施設に遮蔽され、直接視認できないと予測されるものを示す。

表 4.2-4 計画施設高

単位：ｍ

名　　称	標高	計画施設高					
		焼却施設	リサイクル施設	管理棟	事務厚生棟	駐車場棟	煙突
煙突高50m案	56	90	76	65.5	65.5	76	106
煙突高59m案							115
煙突高70m案							126

注：平均地盤高は地理院地図（電子国土WEB）より設定した。
リサイクル施設、事務厚生棟、駐車場棟はＢ案のみに設定。
計画施設高は現段階の想定であり、今後の事業計画において検討する。

(2) 予測結果

モンタージュ写真による予測結果を表4.2-5、図4.2-3に示します。

各地点からの眺望について、対象事業実施想定区域から近いNo.4 秋篠川堤防、No.5 奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）、No.6 奈良市柏木地区（近隣住宅地）、No.7 国道24号八条高架橋及びNo.8 大和郡山市九条スポーツセンターグラウンドにおいては、計画施設を視認でき、視野に占める割合は大きくなると予測されます。

表4.2-5（1/2）　予測結果

予測地点	A案（リサイクル施設：無）				
	焼却施設	管理棟	煙突高さ(m)		
			50	59	70
No.1　羅城門橋	△	×	△	△	△
No.2　郡山城跡	△	×	△	△	△
No.3　大池（勝間田池）	△	×	△	△	△
No.4　秋篠川堤防	○	×	△	△	△
No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	○	△	△	△	○
No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	○	×	○	○	○
No.7　国道24号八条高架橋	○	×	○	○	○
No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	△	×	○	○	○
No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	×	×	×	×	×

注：各欄内の記号　○視認できる(視野に占める割合も大きい)、△視認できる（視野に占める割合は小さい）、×視認できない

朱文字：背後の山の稜線を超える。　黒文字：山の稜線は越えない。

表4.2-5（2/2）　予測結果

予測地点	B案（リサイクル施設：有）							
	焼却施設	リサイクル施設	管理棟	事務厚生棟	駐車場棟	煙突高さ(m)		
						50	59	70
No.1　羅城門橋	△	×	△	×	×	△	△	△
No.2　郡山城跡	△	△	×	×	△	△	△	△
No.3　大池（勝間田池）	△	×	×	×	×	△	△	△
No.4　秋篠川堤防	○	△	×	×	△	△	△	△
No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	○	△	△	△	○	△	△	○
No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	○	○	○	○	○	○	○	○
No.7　国道24号八条高架橋	○	○	○	○	○	○	○	○
No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	△	×	×	×	×	○	○	○
No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	×	×	×	×	×	×	×	×

注：各欄内の記号　○視認できる(視野に占める割合も大きい)、△視認できる（視野に占める割合は小さい）、×視認できない

朱文字：背後の山の稜線を超える。　黒文字：山の稜線は越えない。

項目	No.1　羅城門橋
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（1/9）　予測結果

項目	No.2　郡山城跡
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（2/9）　予測結果

項目	No.3　大池（勝間田池）
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（3/9）　予測結果

項目	No.4　秋篠川堤防
A案 （リサイクル施設：無）	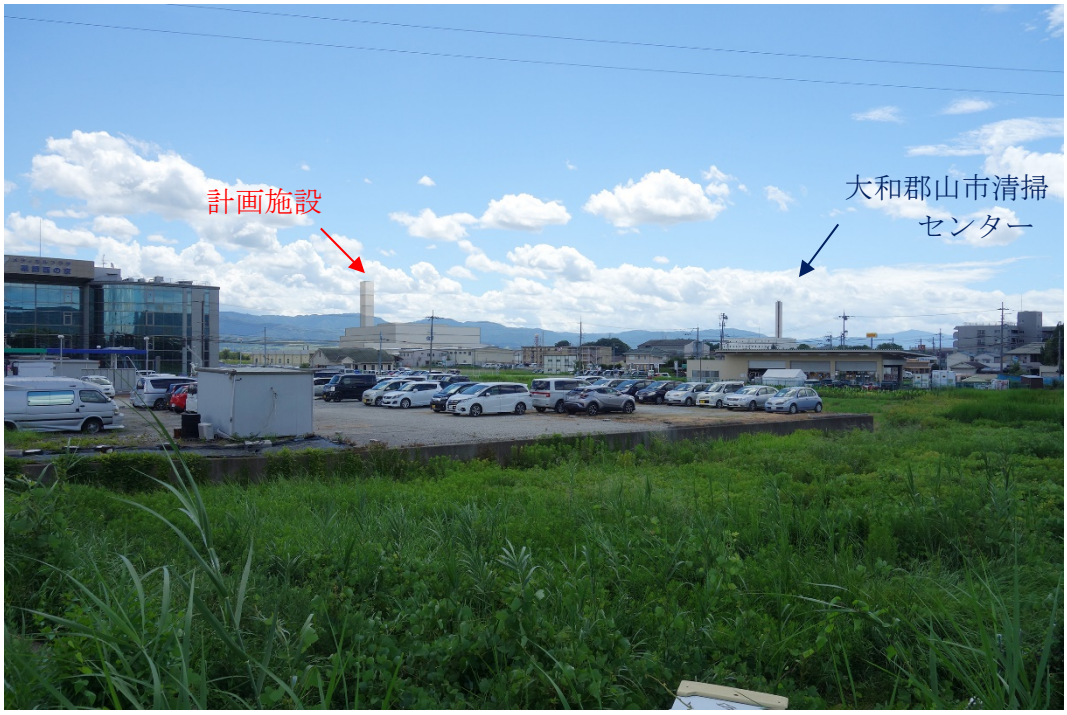
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（4/9）　予測結果

項目	No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（5/9）　予測結果

項目	No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（6/9）　予測結果

項目	No.7　国道24号八条高架橋
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3（7/9）　予測結果

項目	No.8　大和郡山市　九条スポーツセンターグラウンド
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3 (8/9)　予測結果

項目	No.9　奈良市五条地区　唐招提寺駐車場
A案 （リサイクル施設：無）	
B案 （リサイクル施設：有）	

注：煙突の影は上端から高さ70m, 59m, 50mとした場合を示す。
　　計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

図 4.2-3 (9/9)　予測結果

また、各予測地点からの仰角の予測結果は表4.2-6に示すとおりです。

表4.2-7に示す指標と比較すると、A案について、距離の短いNo.5 奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）、No.6 奈良市柏木地区（近隣住宅地）、No.7 国道24号八条高架橋、No.8 大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド、No.10 奈良県立奈良養護学校では、焼却施設や煙突などをみた場合、圧迫感を受けるようになるものと考えられ、No.10 奈良県立奈良養護学校では、いずれの対象にあっても仰角は最大となりました。また、B案についても概ね同様の傾向となりました。

表 4.2-6（1/2）　予測結果（A 案）

単位：°

予測地点	煙突高（m）	A案（リサイクル施設：無）		
		焼却施設	管理棟	煙突
No.1　羅城門橋	50	1.8	0.3	2.6
	59			3.1
	70			3.8
No.2　郡山城跡	50	0.3	-0.5	0.8
	59			1.1
	70			1.5
No.3　大池（勝間田池）	50	0.8	-0.2	1.3
	59			1.6
	70			2.0
No.4　秋篠川堤防	50	3.2	0.7	4.1
	59			4.9
	70			5.8
No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	50	3.7	1.0	5.0
	59			5.9
	70			7.0
No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	50	7.8	2.0	10.8
	59			12.6
	70			14.8
No.7　国道24号八条高架橋	50	3.9	0.6	6.0
	59			7.1
	70			8.5
No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	50	5.0	0.2	6.8
	59			8.2
	70			10.0
No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	50	1.1	0.1	1.6
	59			2.0
	70			2.4
No.10　奈良県立奈良養護学校	50	30.2	19.1	16.7
	59			19.4
	70			22.7

注：　は仰角６°以上となったものを示す。
青字は対象事業実施想定区域内の他の施設に遮蔽され、直接視認できないと予測されたが、参考までに仰角の数値を示した。

表 4.2-6（2/2）　予測結果（B 案）

単位：°

予測地点	煙突高（m）	B案（リサイクル施設：有）					
		焼却施設	リサイクル施設	管理棟	事務厚生棟	駐車場棟	煙突
No.1　羅城門橋	50	1.8	0.9	0.3	0.3	0.8	2.6
	59						3.1
	70						3.8
No.2　郡山城跡	50	0.3	-0.1	-0.5	-0.5	-0.1	0.8
	59						1.1
	70						1.5
No.3　大池（勝間田池）	50	0.8	0.2	-0.2	-0.2	0.2	1.3
	59						1.6
	70						2.0
No.4　秋篠川堤防	50	3.1	1.7	0.5	0.6	1.7	4.1
	59						4.9
	70						5.8
No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	50	3.5	2.4	1.1	1.3	2.7	5.0
	59						5.9
	70						7.0
No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	50	7.8	6.1	3.3	3.9	6.8	10.8
	59						12.6
	70						14.8
No.7　国道24号八条高架橋	50	3.9	2.1	0.8	0.7	2.0	6.0
	59						7.1
	70						8.5
No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	50	5.0	1.7	0.1	0.1	1.4	6.8
	59						8.2
	70						10.0
No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	50	1.1	0.5	0.1	0.1	0.5	1.6
	59						2.0
	70						2.4
No.10　奈良県立奈良養護学校	50	30.2	8.5	2.8	2.5	5.4	16.7
	59						19.4
	70						22.7

注：　は仰角６°以上となったものを示す。
青字は対象事業実施想定区域内の他の施設に遮蔽され、直接視認できないと予測されたが、参考までに仰角の数値を示した。

表4.2-7　垂直視角と鉄塔の見え方

視角	鉄塔の場合
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ～2°	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。 シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5° ～6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。 架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ～12°	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）

3）評価

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、表4.2-8に示すとおりです。

対象事業実施想定区域から近いNo.4 秋篠川堤防、No.5 奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）、No.6 奈良市柏木地区（近隣住宅地）、No.7 国道24号八条高架橋、No.8 大和郡山市九条スポーツセングラウンド、No.10 奈良県立奈良養護学校予測地点からは、計画施設が視認でき、視野に占める割合も大きくなり、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する必要があります。なお、これらを条件として重大な環境影響はないものと考えます。

一方、煙突高さについて、圧迫感を受けるようになる地点があり、No.2 郡山城跡では70mとした場合に限られましたが、いくつかの地点からは山の稜線を越える場合もみられました。

煙突高さの決定に際しては、対象事業実施想定区域が、薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアにあることを踏まえておく必要があります。

表4.2-8　評価結果

区分	モンタージュ写真による評価		仰角による評価	
	A案 （リサイクル施設：無） 煙突高さ：50m,59m,70m	B案 （リサイクル施設：有） 煙突高さ：50m,59m,70m	A案 （リサイクル施設：無） 煙突高さ：50m,59m,70m	B案 （リサイクル施設：有） 煙突高さ：50m,59m,70m
No.1　羅城門橋 No.2　郡山城跡 No.3　大池（勝間田池）	焼却施設や煙突などが視認できると予測されるが、計画施設それぞれまでの距離が1.0～1.8km程度あることから眺望の変化は小さいと予測される。		いずれの地点においても仰角は6°以下であり、さほど、圧迫感を受けない。また、複数案間では大きな差はない。	
	No.2地点において、煙突高さ70mの場合は山の稜線を越える。			
No.4　秋篠川堤防	計画施設それぞれまでの距離が0.5～0.6km程度であることから、焼却施設や煙突などが視認でき、焼却施設の視野に占める割合は大きくなる。			
	煙突はいずれの高さであっても山の稜線を越えることとなる。			
No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地） No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	焼却施設、煙突などがともに視認でき、視野に占める割合は大きくなる。		焼却施設、煙突などをみた場合、圧迫感を受けるようになるものと考えられる。B案についても概ね同様の傾向とった。	
No.7　国道24号八条高架橋	焼却施設や煙突などが視認でき、視野に占める割合は大きい。また、焼却施設や煙突は山の稜線を越えることとなる。			
No.8　大和郡山市九条スポーツセングラウンド	フォトモンタージュでは焼却施設が前面の樹木により遮蔽され、煙突のみが視認できると予測されているが、グラウンド内の他の地点からは、焼却施設も視認できるものと考えられる。ただし、実施区域との標高差により、焼却施設が視認できる場合もその上部に限られるものと予測される。			
No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	実施区域との間の家屋、樹木等により焼却施設や煙突などは視認できない。		参考までに仰角を求めた結果、3°未満であった。	
No.10　奈良県立奈良養護学校	－		A案、B案ともに、いずれの対象にあっても仰角は最大となった。	

第５章　総合評価

計画段階配慮事項として、1 大気質（焼却場の稼働）、2 景観（焼却場の存在）の２要素を選定し予測・評価した結果、ともに重大な環境影響は生じないものと評価します。

また、大気質については、複数案における明確な傾向はみられませんでしたが、景観について、煙突高さの決定に際しては、対象事業実施想定区域が、薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアにあることを踏まえておく必要があります。

総合評価は表5-1に示すとおりです。

表5-1(1/2)　総合評価（大気質（焼却場の稼働））

複数案	煙突高さ(m)		
	50	59	70
総合評価	各予測項目ともに、最大着地濃度は、煙突高さ 50m が煙突高さ 59m､70m に比べ高くなる傾向がみられました。ただし、いずれもバックグラウンド濃度に比べ低く、将来濃度（年平均値）はバックグラウンド濃度と同程度の値となり、複数案間の影響の程度の差は小さいものと評価しました。 なお、煙突高さ 50m の場合にあって、いずれの予測項目においても環境基準等を下回ると評価され、重大な環境影響はないものと考えます。		

表5-1(2/2)　総合評価（景観（焼却場の存在））

複数案	A案 （リサイクル施設：無） 煙突高さ：50m,59m,70m	B案 （リサイクル施設：有） 煙突高さ：50m,59m,70m
総合評価	予測地点のうち、いずれの案であっても眺望景観が変化し、圧迫感を受けるようになるものと考えられる地点が存在しますが、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮することにより、重大な環境影響はないものと考えます。 煙突高さについては、圧迫感を受けるようになる地点があり、山の稜線を越える場合もみられました。煙突高さの決定に際しては、対象事業実施想定区域が、薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアにあることを踏まえておく必要があります。	

計画段階環境配慮書に関するお問い合わせ

（事業者）

奈　良　市

環境部　クリーンセンター建設推進課

奈良市二条大路南一丁目１番１号

電話：0742-34-5314　ファックス：0742-34-5316